

第 25 回山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック) フライングディスク競技 実施要領

1 競技規則

令和 7 年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人 日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 競技方法

- （１）競技は全て競技役員の指示により進行する。
- （２）競技は全て主催者で用意した用具により行う。

3 競技者の服装

- （１）競技者は、競技に適した服装と運動靴を着用しなければならない。
- （２）ゼッケンは、主催者が交付したものを服装の上衣の胸部及び背部に取り付ける。

4 招集

- （１）競技者はプログラムに記載してある招集完了時刻までに競技者招集所で受付を行い、競技役員から点呼を受ける。
なお、招集完了時刻に遅れた競技者は棄権したものとみなし、競技に出場できない場合がある。
- （２）点呼終了後、競技者は競技役員の指示に従い、整列して競技補助員の誘導を待つ。

5 介助者

- （１）介助者は、あらかじめ主催者の承認を得て、「介助許可証（ビブス）」の交付を受けなければ、競技場所へ入場することはできない。
- （２）介助者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では選手に対して競技上有利となるような助言をしてはならない。また、競技役員からの注意・警告が聞き入れられない場合は、該当する競技者を失格とすることがある。

6 競技場への入退場

- （１）競技場への入退場については、全て競技役員の指示により行う。
- （２）競技が終了した選手は、順位が確定するまではその場で待機する。
- （３）順位確定後、競技者は、競技補助員の誘導に従い解散所移動した後、解散する。

7 開始式・表彰式

- （１）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- （２）表彰式

ア 表彰式は、競技終了後、競技会場で行う。

イ 原則、各組単位で、１位から３位までの競技者にメダルを授与する。

８ その他

- (１) 競技場へは大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援ボランティア、実施本部員、選手及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者等関係者以外は立ち入ることができない。
- (２) 記録速報掲示をもって正式発表とする。記録に係る抗議等については、正式発表後３０分以内に大会本部へ本人又は代理人が申し出ることとする。それ以降の抗議等は一切受け付けない。
- (３) 写真・ビデオ等の撮影は、許可制とする。撮影を希望する者は、予め受付に申し出て、交付された「撮影許可証」を常に身に着けること。フィールド内でスマートフォン等を用いての写真撮影は禁止とする。